

公益財団法人黒石市スポーツ協会旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は「公益財団法人黒石市スポーツ協会旅費規程」（以下「旅費規程」という。）職員就業規則第19条に基づき旅費に関する事項を定める。

2 この規程は、役員及び職員が出張（以下「旅行」という。）する場合における旅費の支給に関して必要な事項を定める。

(旅行の届出)

第2条 旅行を命じられた者は、起案及び決裁後、旅行命令簿（様式第1号）に所定事項を記入し、所属長に提出するものとする。

(旅費の区分)

第3条 旅費は下記のとおり区分する。

- (1) 宿泊旅行旅費
- (2) 日帰り旅行旅費

(日当及び宿泊費の支給)

第4条 日当は、出発の日から帰着の日までの日数に応じて支給する。ただし、午後10時以降の出発及び午前2時以前の帰着はこの限りではない。宿泊費は夜数に応じて支給する。

(交通費の支給)

第5条 交通費は最短の順路により、その実費を支給する。ただし、やむをえない事由により、順路どおりに行動できないときは、実際の経路によるものとする。

- 2 自動車（公用車、私用車及びレンタカー）による旅行が生じた時は、所属長の承認を得て、所属長が認めた範囲の所用燃料又はその実費、通行料を支給する。
- 3 航空機の利用は、緊急用務その他の事由により、所属長がやむを得ないと認めた場合に限るものとする。
- 4 汽船の利用は、災害その他の事由により陸路により難い場合に限り認めるものとする。

(旅費の前払い)

第6条 役員及び職員が出張を命じられたとき、所属長の承認を得て、必要な限度内で旅費概算額の前払いを受けることができる。

- 2 前項の前払いを受ける場合は、起案及び決裁を必要とする。

(旅費の請求・精算)

第7条 旅費は、必要書類を添付し、精算あるいは請求しなければならない。日帰り旅行3日、宿泊旅行5日以内に精算をしない時は、以後前渡しをしないことがある。

(旅費に関する特別の措置)

第8条 この規定の基準を著しく超過する特別の出費を要した場合、所属長が妥当と認

めた範囲内で超過額を支給することがある。

(旅行中の傷病その他の事故)

第9条 旅行中に業務上又は業務外の傷病等の不慮の災害にあい、やむを得ず滞在した場合は、医師の診断書又は事実の証明があるものに限り、7日を限度として所定の日当及び宿泊費を支給する。(別表第1)ただし、事情によりこれを延長することがある。

(諸雑費)

第10条 旅行中に要した諸雑費は、当該雑費の領収書を添付し、理由を申請し、所属長が承認したものに限り、旅費と同時に精算支給する。

(旅行中の就業時間)

第11条 宿泊旅行、日帰り旅行の勤務は所定の実業時間を勤務したものとみなす。ただし、時間外勤務の取り扱いは行わない。

第2章 宿泊旅行

(宿泊旅行精算)

第12条 宿泊を要する旅行をした場合は、別表第1に定める宿泊費及び日当を支給する。但し、寝台鉄道、船舶宿泊のときはこれを支給しない。

(旅行先で宿舎等を提供された場合の取り扱い)

第13条 旅行先で宿泊料、食費等の金額を相手方が負担したときは、日当のみを支給する。

(取引先との同一行動)

第14条 役員及び職員が取引先と共に出張し、行程、宿泊、食事等をともにすべき場合は、所属長の事前承認を得たものに限り、その実費を精算し、本規定による宿泊費、旅費は支給しない。ただし、日当については半額まで支給することができる。

(研修参加等の特例)

第15条 役員及び職員が協会長又は所属長の命により、所定の施設に宿泊して、研修、講習、会議等をした場合にその費用(宿泊料、食事)を協会又は主催団体が負担したときは、本規定による宿泊費は支給しない。ただし、日当については半額まで支給することができる。

(宿泊旅行の変更)

第16条 宿泊旅行者が、業務の都合で日帰りをした場合は、日帰り日当を支給する。

(宿泊費の超過)

第17条 実際に要した宿泊費が、別表第1に定める宿泊費を超え、これがやむを得ないと所属長が承認した場合は、その実費を支給する。

(適用)

第18条 宿泊旅行は、出張期間7日以内の国内旅行のみに適用する。

第3章 日帰り旅行

(日帰り旅行区分)

第19条 勤務地より目的地までの距離が片道50km以上の用務先に出向き、その日に帰着することで、所属長が認めたものを日帰り旅行とする。ただし、目的地までの距離が片道50km未満の場合は外出として扱い、第5条の交通費を支給する。

(日帰り旅行の日当の支給)

第20条 日帰り旅行をしたときは、別表第2に定める日当を支給する。

(交通費の支給)

第21条 第5条に準ずる。

(日帰り旅行の変更)

第22条 日帰り旅行が業務上やむを得ない都合のため、宿泊を要したときは、事情調査の上、所属長が承認した場合に限り、日帰り日当にかえて宿泊日当及び宿泊費を支給する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 宿泊旅行の旅費

			役員	職員
交通費	鉄道	新幹線	規定料金	規定料金
		在来線		
	航空機	実費	実費	
	船舶			
車代(タクシー、バス)				
宿泊日当			1,000円	1,000円
宿泊費			指定する宿泊先の 実費	指定する宿泊先の 実費

別表第2 日帰り旅行の旅費

			役員	職員
交通費	鉄道	新幹線	規定料金	規定料金
		在来線		
	航空機	実費	実費	
	車代(タクシー、バス)			
日帰り日当			1,000円	1,000円

- この別表第1、2は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。(名称変更：第1条)